

平成29年3月16日

厚生労働大臣
塩崎恭久様

全国軽費老人ホーム協議会 理事長 川西基雄



全国社会福祉法人経営者協議会 会長 磯 彰格



軽費老人ホームにおける経営基盤の安定確保について（要望）

平素より、高齢者福祉の推進につきましては格別のご配慮賜りますこと厚く御礼申し上げます。

また、各自治体におきましても、平成16年度より施行された事務費補助金の一般財源化に伴い、その厳しい財政状況のなかで様々な福祉施策の推進にご尽力いただいておりますこと重ねて御礼申し上げます。

さて、私達、軽費老人ホームは、中低所得者及び貧困層、精神疾患、知的障害、虐待被害者等の社会的保護を必要とする高齢者、及び、要介護高齢者の支援を行う高齢者福祉の基盤施設として、永年にわたりその社会的使命を果たしてきたところであります。また、介護保険法の改正により、特別養護老人ホームの入居者が要介護3以上と示されたことから、今後ますます多くの軽介護者の生活施設としても、その役割と使命が更に重要なものとなっております。

そのような状況にあって、事務費の一般財源化10年を経過した昨今、各自治体の財政状況が厳しいことは十分に理解しておりますが、今後の軽費老人ホームの運営に決して支障の生じることがないように、下記の事項について特段のご配慮を賜りますよう関係団体の総意をもって強く要望申し上げます。

記

〔要望事項〕

○ 費用徴収基準について

「内閣府地方分権改革有識者会議」において、地方からの提案として「軽費老人ホーム（ケアハウス）の利用料等に係る取扱指針」において全額負担とする対象者収入階層の引き下げ及び預貯金等の資産保有状況を勘案した「費用徴収基準」への見直しを求めることが示されたが、軽費老人ホームは、

その設置目的である「無料または低額な料金」で利用できる施設であることから、費用徴収基準の見直しにあたっては、決して低所得高齢者への負担増にならないように切にお願いしたい。なお、既に、一部の自治体では独自の費用徴収基準等が施行されているが、低所得高齢者の生活を守るためのサービス提供費の積算根拠については、自治体の財政状況を理由としない基準で示していただくよう強くご指導願いたい。

○ 軽費老人ホームに従事する介護職員の処遇改善について

介護職員の賃金を来年度から引き上げる方針が「一億総活躍社会に関する国民会議」において既に表明されているが、これに追随して、九都市長首脳会議においても介護職員の処遇改善を図るべく基本報酬の底上げについて要望が為されている。しかしながら、軽費老人ホームの介護職員には、介護保険事業や障害、保育事業における職員処遇改善加算に相当する手当がないのが現状である。また、軽費老人ホームには民間施設給与等改善費が職員の処遇向上を図るうえで重要な加算として設けられているが、各自治体においては財政状況の厳しさを理由に、既に本加算を廃止しているところも多数見受けられる。この現況を踏まえ、軽費老人ホームの介護職員の賃金改善がその対象から取り残されることのないよう、軽費老人ホームにおける民間施設給与等改善費、及び、事務費積算における基本報酬額に単位費用額として盛り込まれることを要望いたします

○ 施設の修繕、改修、建替えに要する費用への助成について

経過型軽費老人ホームにおいては施設の老朽化が進んでいるものの、建替え等に要する財源確保が困難であること、また、それに伴い、本人負担金が増加する等の理由から容易に踏み切れない施設も多く存在している。更には、福祉医療機構の貸付において、融資対象外となっている現状もその理由の一因となっていることは否めない。

今後も地域において増加することが懸念されている生活困窮や処遇困難を抱える高齢者のニーズに応えるためにも、低額な費用で安心安全な住まいの提供を旨とし、生活支援とソーシャルワーク機能を合わせ持つ軽費老人ホームは福祉資源として地域においては不可欠なものとなっている実情がある。このことに鑑み、今後についても積極的な活用を継続的に図っていく必要があるものと考えられることから、入居者の末長い生活の継続の実現を図るためにもご支援の検討を切に要望いたします。